

神奈川県公報発行規則の一部を改正する規則

第1条 神奈川県公報発行規則（昭和29年神奈川県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「公報」という。）」を削る。

第2条第1項中「公報」を「神奈川県公報（以下「公報」という。）」に改める。

第3条中「間」の次に「並びに登載すべき事項がない日は、」を加える。

第10条を削り、第9条を第10条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第4項を次のように改める。

4 政策法務課長は、公報に登載する事項（公告その他これに類するものを除く。）ごとに、その種別に従い、番号を付するものとする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第6号中「公告」の次に「のうち特に公報に登載する必要があるもの」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（発行方法）

第4条 公報は、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用して、不特定多数の者が公報に登載すべき事項の情報であつて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）として記録されたものの提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法により発行する。

2 事故その他特別の事情によつて前項に規定する方法により公報を発行することができないとき又は著しく困難であるときは、同項の規定にかかわらず、公報に登載すべき事項を記載した書面を県政情報センターにおいて一般の閲覧に供する方法により、公報を発行することができる。ただし、これによることができないときは、当該書面を適当な場所において一般の閲覧に供する方法により、公報を発行することができる。

第12条第2項中「(第2号様式)」を「(別記様式)」に改める。

第1号様式を削り、第2号様式を別記様式とする。

第2条 神奈川県公報発行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「、登載及び配付」を「及び登載」に改める。

第11条から第13条までを削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第1条中第1条、第2条第1項、第3条、第6条第4項、第4条第6号及び第12条第2項の改正規定並びに第1号様式を削り、第2号様式を別記様式とする改正規定は公布の日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。